

第1章

大田区環境基本計画の  
中間見直しにあたって

# 第1章 大田区環境基本計画の中間見直しにあたって

## 1 中間見直しの背景

私たちの生活は大変豊かで便利になった一方で、経済成長に伴う都市化や行動様式の変化が環境に大きな影響を与えるようになり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、ヒートアイランド現象\*、自然環境の喪失、人為起源の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出増加に伴う地球温暖化の進行など、様々な環境問題を引き起こしています。

環境はすべての生物にとってのかけがえのない生存基盤であり、私たちが健康で文化的な生活を送るために不可欠な存在です。環境の恵沢を将来世代、すなわち私たちの子どもや孫の世代にも同じように享受できるようにしていくことは、現代に生きる私たちの責務です。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、生活や事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直していく必要があります。地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人ひとりの力を「地域力」として結集し、積極的に行動することが求められています。

大田区は、平成22年3月に「大田区環境基本条例」を制定、続いて平成24年3月に区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「大田区環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、公害防止対策、地球温暖化対策\*、自然環境の保全及び資源循環の促進等に加えて、産業分野や環境学習に関する施策を推進してきました。

加えて、本計画の策定の最中、平成23年3月11日には、東日本大震災とこれに起因する福島第一原子力発電所の事故が発生し、我が国のエネルギー政策や防災\*政策は根底からの見直しを迫られた中で、大田区の温室効果ガス\*の削減目標を掲げ、安全・安心に関する情報提供などにも取り組んできました。

計画を策定してから5年が経過した現在、本計画を取り巻く状況には変化が生じています。

低炭素\*社会（地球温暖化の防止）に関する分野では、国連気候変動枠組条約\*第21回締約国会議（COP\*21/平成27年12月）において採択されたパリ協定\*が平成28年11月4日に発効しました。この協定は、「産業革命前からの世界平均気温の上昇を2℃より十分低く保つ（1.5℃に抑える努力をする）」という目標のもと、世界が協力して地球温暖化対策\*を推進する体制を整備し、継続的にその取組みを推進していくことを共有したことが特徴であり、気候変動枠組条約\*や京都議定書を経て積み重ねられた地球温暖化対策\*の新たな出発点とすることができます。さらに国や東京都においても、新たな温室効果ガス\*排出削減目標を打ち出すとともに、気候変動の進行による避けられない影響に対し、

いかに適応するのかという視点が求められるようになりました。

また、自然共生社会の分野では、平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、生物多様性\*の保全及び持続可能な利用に関する重要性が一層増しています。循環型社会\*の分野では、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユース（2R\*）の取組強化等の方向性が示されました。

区政においては、平成 26 年 3 月、「大田区 10 年基本計画 おおた未来プラン 10 年（後期）」を策定し、経済情勢の停滞、少子高齢化の進行、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などの社会情勢の変化に対応した、区の新たな施策の方向性が示されました。また、「大田区一般廃棄物処理基本計画」や「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」を始めとする区の関連計画は適宜改定が行われています。

本計画が目指す環境像「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市（まち）」の実現のためには、環境政策をめぐる社会動向を踏まえ、計画に位置づけられた取組みの考え方や具体的な方策を見直し、より効果的な取組みへと改善することが必要です。

こうしたことから、計画策定後 5 年目にあたる本年度に、施策体系や取組内容等に関する中間見直しを行いました。

## ■ 2 中間見直しの考え方

本計画（後期）は、以下の考え方に基づき見直しました。

- (1) 計画に掲げている将来の環境像、6つの基本目標は、引き続き基本的な方向性として位置づける。（6つの基本目標は P.11 を参照。）
- (2) 計画の「取組みの方向性」、「個別施策」、「進捗管理指標」、「重点プロジェクト」等については、前期5年間の成果と課題並びに、この5年間に生じた社会情勢の変化に応じて、また、この5年間に策定された区の上位計画や関連計画との整合を取り、必要な施策の再構築を行う。
- (3) 地球温暖化対策\*においては、国等の温室効果ガス\*削減目標が新たに定められたことから、大田区においても新たな目標を掲げる。

さらに、見直しにあたっては次の2つの視点を特に重視しました。

### 視点1 環境マインドの拡大

計画の取組みは、区民等、事業者、区が一体となって進める必要があることから、環境保全の姿勢や使命感、すなわち「環境マインド」の更なる充実、拡大を図ります。

#### 具体的な見直し内容

- 基本目標A、C、D、E及びFに位置づける個別施策や進捗管理指標において、環境マインドの視点を追加・強化
- 環境マインドの視点から、新規の重点プロジェクトを追加（基本目標A）

### 視点2 快適で安全な暮らしの実現

東日本大震災や熊本地震などを踏まえ、災害時に有害物質の流出を防止する事業所の危機管理対策、公共施設の太陽エネルギー等の災害時の活用方法など「快適で安全な暮らし」に向けた取組みを、環境の視点から見直します。

#### 具体的な見直し内容

- 基本目標B、C及びDの分野に位置づける個別施策もしくは進捗管理指標において、快適で安全な暮らしの視点を追加・強化

## 3 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。

また、区民等、事業者が日常生活や事業活動等に際し、環境の保全及び創造に関する取組みを主体的にかつ協力して実践していくための指針となるものです。

### (2) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、大田区全域とします。

### (3) 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、大田区環境基本条例第4条に示される範囲を基本として、下表のとおりとします。

区 分	環 境 項 目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害苦情 等
自然環境	生物、生態系、公園・緑地、水辺環境、身近な緑 等
産業環境	生活と産業の共存可能な環境、魅力ある地域づくりと産業の活性化が両立する環境 等
快適環境	歴史・文化、都市景観 等
循環型社会*	廃棄物 等
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー 等
環境保全活動	区民等や事業者による環境保全に関する活動 等

## (4) 計画の期間

本計画は、中長期的な視点のもとでより良好な環境の実現を目指す観点から、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間の計画としています。本計画は、後期にあたる平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を対象とします。

地球温暖化対策\*分野に関しては、国等の目標を考慮し、平成 42 年度（2030 年度）の中期目標及び平成 62 年度（2050 年度）の長期的な将来の方向性を見据え、計画期間中に必要な施策を講じていくものとします。

なお、計画開始から 10 年目に当たる平成 33 年度には、計画の進捗状況に関する全体のとりまとめを行うとともに、その際の社会情勢、区民等や事業者の意見を踏まえながら、計画の全体見直しを行います。



## (5) 後期計画の位置づけ

本計画は、「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「大田区基本構想」及び「おおた未来プラン10年（後期）」の実現を環境面から支えるものです。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）（平成10年法律第117号）第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、及び「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）第13条に基づく「生物多様性地域戦略」をそれぞれ包含します。



